

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日京都市条例第15号）（行
財政局税務部税制課）

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が公布されたこと等に伴
い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控
除限度額、非居住者期間に係る所得税の控除限度額等の合計額を超える額を、所得
割額から控除することとします。（第27条の6関係）
- (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成
29年3月31日まで延長することとします。（附則第17条の6関係）
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の
特例の適用期限を3年延長することとします。（附則第18条の2関係）

2 法人の市民税

- (1) マンション敷地売却組合について、収益事業を行う場合を除き、均等割の課税を
免除する措置を講じることとします。（第18条関係）
- (2) 法人税割の税率について、以下の措置を講じることとします。（第27条の7並
びに附則第4条の2及び附則第4条の3関係）
 - ア 法人税割の税率を100分の9.7（現行100分の12.3）とします。
 - イ 超過税率を100分の11.9（現行100分の14.5）とします。
 - ウ 超過税率の軽減措置の対象となる法人等（資本金等の額が3億円以下の法人等
で、法人税額が1,600万円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除
く。）及び中企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人）について、超過
税率を適用して計算した法人税割額から控除する金額を、当該法人税割額に11.
9分の2.2（現行14.5分の2.2）を乗じて計算した額に相当する額とし
ます。

3 固定資産税及び都市計画税

- (1) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（下水道除害施設に係る
ものを除く。）について、次のとおり見直しを行ったうえ、その対象資産の取得期
限を平成28年3月31日まで延長することとします。（附則第7条関係）
 - ア 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価格

に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（現行3分の1）とすることとされたことに伴い、当該割合を3分の1と定めます。

イ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設については課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（現行2分の1）とすることとされたことに伴い、当該割合を2分の1と定めます。

(2) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を管理協定締結後5年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を3分の2と定めることとします。（附則第7条関係）

(3) 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備について、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を3分の2と定めることとします。（附則第7条関係）

(4) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもののうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされたことに伴い、当該割合を4分の3と定めることとします。（附則第7条関係）

(5) 耐震改修が行われた既存建築物について、次のとおり固定資産税の減額措置を講じることとします。（附則第8条関係）

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等

に該当する一定の家屋について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から2年度間は、当該家屋に係る固定資産税額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額の100分の5に相当する額を超える場合にあっては、当該100分の5に相当する額）の2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額します。

イ 減額対象家屋の納税義務者は、耐震改修完了後3月以内に申告するものとします。

4 軽自動車税

(1) 税率を次のとおり改めることとします。（第70条関係）

区 分		税 率（年 額）		
		現 行	改 正 案	
原 動 機 付 自 転 車	ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）	円 1,000	円 2,000	
	イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	1,200	2,000	
	ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600	2,400	
	エ 3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500	3,700	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用 の も の	1,600	2,400	
	専ら雪上を移動させることを目的とするもの	2,400	3,600	
	2輪のもの（側車付のものを含む。）	2,400	3,600	
	3 輪 の も の	3,100	3,900	
	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500
			自家用	7,200
の	貨物用のもの	営業用	3,000	
		自家用	4,000	
			6,900	
			10,800	
			3,800	
			5,000	

2	輪	の	小	型	自	動	車	4,000	6,000
---	---	---	---	---	---	---	---	-------	-------

(2) 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気軽自動車，天然ガス軽自動車，メタノール軽自動車，混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）について，重課する特例措置を講じることとします。（附則第16条の5関係）

5 その他

(1) その他必要な規定の整備を行うこととします。

(2) 上記1(1)の改正は平成30年1月1日から，上記1(2)及び(3)並びに3の改正は公布の日から，上記2(1)の改正はマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日から，上記2(2)の改正は平成26年10月1日から，上記4(1)の改正は平成27年4月1日から，上記4(2)の改正は平成28年4月1日から施行することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月19日

京都市長 門川大作

京都市条例第15号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項前段中「第74条第1項」の右に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第18条第1項第5号中「マンション建替組合」の右に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第27条の6第5項中「外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割，利子割，配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（以下この項において「外国の所得税等」という。）」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に改め，「控除限度額及び」の右に「同法第165条の6第1項に規定する控除限度額並びに」を，「もの」の右に「の合計額」を加える。

第27条の7第1項中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第32条の8の3中「及び生年月日」を「，生年月日その他法第321条の7の3に規定する総務省令で定める事項」に改める。

第70条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め，同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め，同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め，同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め，同条第2号ア中「1,600円」を「2,400円」に改め，同号イ及びウ（ア）中「2,400円」を「3,600円」に改め，同号ウ（イ）中「3,100円」を「3,900円」に改め，同号ウ（ウ）中「5,500円」を「6,900円」に，「7,200円」を「10,800円」に，「3,000円」を「3,800円」に，「4,000円」を「5,000円」に改め，同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第76条第4項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同項第2号中「同一区内」を「本市の区域内」に改める。

第195条第1項第1号中「第24条第3項」を「第701条の46第1項」に改める。

附則第4条の2中「100分の14.5」を「100分の11.9」に改める。

附則第4条の3第1項各号列記以外の部分中「14.5分の2.2」を「11.9分の2.2」に改め、同条第2項中「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を「又は第144条の13」に改める。

附則第7条第1項後段中「法附則第15条第2項第6号」を「次の各号に掲げる規定」に、「4分の3」を「当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法附則第15条第2項第1号 3分の1
- (2) 法附則第15条第2項第2号及び第3号 2分の1
- (3) 法附則第15条第2項第6号及び第38項 4分の3
- (4) 法附則第15条第34項及び第37項 3分の2

附則第8条第1項中「第15条の9」を「第15条の10」に改め、同条第2項中「又は第15条の9第1項」を「第15条の9第1項」に改め、「第10項」の右に「又は第15条の10第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

5 法附則第15条の10第1項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする固定資産税の納税義務者が、同項に規定する耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、当該耐震基準適合家屋につき同項の適用があるべき旨の申告を市長に行った場合（当該期間内に申告されなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第16条の4の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ（イ）	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ（ウ）	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の6第4項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条の3の2第2項中「全部の払出し」の右に「（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）」を、「払出し時の金額」の右に「（法附則第35条の3の2第2項に規定する払出し時の金額をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「同項第1号」を「租税特別措置法第37条の14第4項第1号」に、「交付」を「返還」に、「があった非課税口座を有する」を「による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた」に、「があった時」を「による払出しがあった時」に、「があった非課税口座に係る」を「による払出しがあった」に改め、「をいう」の右に「。以下この項において同じ」を、「したものと」の右に「、同法第37条の14第4項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の7並びに附則第4条の2及び第4条の3第1項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 平成26年10月1日
- (2) 附則第19条の3の2の改正規定及び附則第2条第1項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第70条の改正規定並びに附則第3条第1項及び第4条第2項（この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第16条の5に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第10条、第195条及び附則第4条の3第2項の改正規定、附則第16条の4の次に1条を加える改正規定並びに附則第2条第4項、第3条第2項並びに第4条第1項及び第2項（改正後の条例附則第16条の5に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第27条の6第5項の改正規定（「もの」の右に「の合計額」を加える部分を除く。）及び附則第2条第2項の規定 平成30年1月1日

(6) 第32条の8の3の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(7) 第18条の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日

（市民税に関する規定の適用区分）

第2条 改正後の条例附則第19条の3の2の規定は、平成27年度分の個人の市民税から適用する。

2 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例第27条の6第5項の規定は、平成30年度分の個人の市民税から適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第27条の7並びに附則第4条の2及び第4条の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第10条及び附則第4条の3第2項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用区分）

第3条 改正後の条例第70条の規定は、平成27年度分の軽自動車税から適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 改正後の条例附則第16条の5の規定は、平成28年度分の軽自動車税から適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例附則第16条の5の規定の適用については、同条表以外の部分中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

2 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第70条及び附則第16条の5の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ（イ）	3,900円	3,100円
第70条第2号ウ（ウ）	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条の5表以外の部分	第70条	京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日京都市条例第15号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条
附則第16条の5の表第70条第2号ウ（イ）の項	第70条第2号ウ（イ）	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条の5の表第70条第2号ウ（ウ）の項	第70条第2号ウ（ウ）	平成26年改正条例附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される第70条第2号ウ（ウ）
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（その他の経過措置）

第5条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（行財政局税務部税制課）